

平成 26 年 12 月 19 日
テレビネットワーク事業委員会
委員長 村山 裕
テレビ機器専門委員会
委員長 今井 隆洋

ハイブリッドキャスト関連 カタログ等表記ガイドライン

1. 目的

一般消費者に対し、市場の混乱を未然に防ぐため、カタログ等作成における指針とする。

2. 適用範囲

(1) 適用機器

テレビ受信機、テレビチューナー

(2) 表記対象

各社のカタログ、ホームページ、広告媒体とする。

3. 表記内容

(1) ハイブリッドキャストに対応しているか否かをわかりやすく記載すること。

なお、「ハイブリッドキャストに対応している」とは、

IPTVフォーラムが策定・管理している運用ルールに準拠していることとする。

表記例1: ハイブリッドキャスト: ○

(2) ハイブリッドキャストに対応した製品の場合、その旨を一般消費者がわかりやすく

見分けることを容易にするため、ロゴタイプ・アイコン※を活用することを推奨する。

表記例2:



(このマークは、ハイブリッドキャストサービスに対応していることを示します)

※: ロゴタイプ・アイコンは、IPTVフォーラムが発行・管理を行っており、それに従うこと。

4. 実施時期

各社、対応可能な時期から。

以上